

福井市順化地区社会福祉協議会規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は福井市順化地区社会福祉協議会と称する。

第 2 条 本会の事務所を順化公民館内におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は順化地区内の住民が総て健康で、文化的で、楽しい生活を営むことができるように地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立
2. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成
3. 福祉活動に関する住民の理解と関心をたかめ、地域ぐるみの福祉活動の実践
4. その他本会の目的達成に必要な事項

第 3 章 組 織

第 5 条 本会は順化地区内居住の全住民を以って組織する。

- 第 6 条
1. 本会の事業運営を円滑に実施するために、委員会を設置することができる。
 2. 委員会は福祉委員会とする。
 3. 委員会の規定は別に定める。

第 4 章 福祉委員

第 7 条 本会に福祉委員をおく。福祉委員は各自治会 1 名とし、自治会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

第 8 条 福祉委員の任期は 2 ヶ年とする。

第 5 章 役 員

第 9 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 ～ 3 名
理 事	若干名
庶 務	1 ～ 2 名
会 計	1 名
監 事	3 名以内

第 10 条 理事は地区の民生児童委員及び各ブロックの福祉委員の中から選ばれた代表者各 1 名、自治会型デイホーム代表並びに専属職員、広報委員、視聴覚委員、他に自治会連合会長と順化中央婦人会長を含む。

会長、副会長、庶務及び会計は役員会において選出する。

- 第 11 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
監事は会計を監査し総会に報告する。
- 第 12 条 役員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。
補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期満了であっても後任者の就任するまではその職務を行なう。
- 第 13 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は役員会において推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席し意見をのべることができる。

第 6 章 会 議

- 第 14 条 会議は総会及び役員会とする。会議は会長が招集し、その議長となる。
- 第 15 条 総会は年 1 回これを開く。役員会は必要に応じ随時開く。
- 第 16 条 総会は役員及び福祉委員をもって構成し、次の事項を審議する。
庶務に関する事項、事業報告、事業計画、規約の改正、予算、決算に関する事項、役員選任に関する事項、その他必要事項
- 第 17 条 役員会において審議する事項は次のとおりとする。
総会に附議する事項・その他事業執行上必要と認める事項

第 7 章 会 計

- 第 18 条 本会の会計は、協力金・寄付金・補助金・その他の収入をもってあてる。
- 第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を以って終る。
- 第 20 条 その他本会運営上必要な事項を生じた場合には会長がこれを定めることができる。

- <附則> この規約は昭和 49 年 11 月 1 日より施行する。
昭和 61 年 3 月 11 日一部改正
平成 5 年 2 月 13 日一部改正
平成 9 年 2 月 19 日一部改正
平成 15 年 5 月 25 日一部改正
平成 18 年 3 月 10 日一部改正

この規約の改廃は役員会の決議を経て総会にて議決される。
慶弔規定は自治会連合会に準拠する。